

保存版

保護者の皆様へ

奈良市立登美ヶ丘北中学校
校長 榎本 克之**学校感染症流行時の出席停止についてのお知らせ**

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
インフルエンザや感染性胃腸炎など感染症の流行する時期になってきました。本校でも、先週末から体調不良による早退者、欠席者が増えてきています。ご家庭におかれましても、お子様の健康管理には、十分万全を期していただきますようお願いいたします。

学校感染症（インフルエンザ）に罹患した場合は、法律で出席停止期間が下記のように定められています。学校に連絡をいただくとともに、医師と相談の上、適切な処置をとるようご配慮お願いいたします。医療機関による証明書や診断書は不要です。

尚、再登校した際に、「学校感染症についての報告」用紙をお渡ししますので保護者記入の上、担任まで提出してください。期間中は、出席停止の扱いとなります。



発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
(学校保健安全法施行規則第十九条)【 2012年4月1日改正 】

インフルエンザ発熱期間と出席開始日のめやす

発熱期間	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
2日目	発熱	発熱	平熱	平熱	平熱	平熱	登校可		
3日目	発熱	発熱	発熱	平熱	平熱	平熱	登校可		
4日目	発熱	発熱	発熱	発熱	平熱	平熱	登校可		
5日目	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	平熱	平熱	登校可	
6日目	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	平熱	平熱	登校可

*抗インフルエンザ薬を発熱早期に内服すると、1～2日で解熱が可能となりますが、インフルエンザ感染力はしばらく残っています。また、インフルエンザでは、一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。

出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、集団での流行拡大を防ぐための措置ですので、ご理解をお願いします。

*発熱している日の最終日（太字発熱）に解熱したと考えてください。